

『令和6年度税制改正大綱（2）住宅ローン控除等子育て支援』

政府が進める「異次元の少子化対策」に合わせ、子育て世帯向けの減税策が並んだ今回の改正。住宅ローン減税は、新築住宅なら年末のローン残高の0.7%を、所得税や住民税から13年間差し引くことができる措置。減税対象となるローン残高の上限額は入居時期や住宅性能によって異なる。令和5年までの入居の場合、長期優良住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円が上限だが、令和6年からはそれぞれ4,500万円、3,500万円、3,000万円に縮小される。これを、18歳以下の子どもがいる者か、どちらかが39歳以下の夫婦(子育て特例対象個人)に限って上限額が維持される。また、床面積要件を40㎡以上とする緩和措置は、1年延長されることとなった。



また、床面積要件を40㎡以上とする緩和措置は、1年延長されることとなった。

リフォーム減税でも子育て世代特例が新設される。リフォーム減税はもともと、耐震やバリアフリー等をした際に工事費用の10%を所得税から控除するしくみ。令和6年は、子育てに対応したリフォームをした場合も上限25万円で控除する。転落防止の手すりの設置、対面式キッチンへの交換工事、可動式間仕切り壁の設置等が対象で、合計所得金額が2,000万円以下の子育て特例対象個人であることが要件。

『能登半島地震への照会対応 金融機関にも支援要請—金融庁』

金融庁では金融機関との取引照会について「令和6年能登半島地震金融庁相談ダイヤル」を開設。また北陸財務局及び関東財務局は、日本銀行と連名で、災害救助法が適用された各県内の金融機関等に対して、以下のような事項を要請した。○預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえ、預金者であることを確認して払戻しに応ずること。印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。○事情によって、定期預金、定期積金等の期限前払戻し、また当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。○支払期日が経過した手形については金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとする。○支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権についても同様に配慮すること。○貸付条件の変更等、災害を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。○「被災者の債務整理ガイドライン(抄)」の利用に係る相談に適切に応ずること。○損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。○生命保険金又は損害保険金の支払いは、できる限り迅速に行うよう配慮すること。また払込については、猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com